

遺産分割協議成立申立書

注意：本申立証は、申請人である相続人が、相続する自動車の価格が100万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付した場合に限り使用可能

名義変更する車の車検証を見て、登録番号、車台番号を正しく記入して下さい。

自動車の表示

登録番号	車台番号

被相続人

名義変更する車の亡くなられた所有者之氏名、死亡年月日を記入して下さい。者

氏名	死亡年月日
	年

遺産分割協議が成立した年月日、申請が同意された年月日を記入して下さい。

遺産分割協議成立年月日	申立書による申請の同意年月日
年 月 日	年 月 日

同日でもOKです。

被相続人の死亡により、被相続人所有の上記自動車について民法の規定に基づき遺産分割協議を行なったところ、私が上記自動車を相続することに協議が成立したので申し立てます。

また、当該移転登録について、本申立書により申請する旨同意を得られたので今回の申請に及びました。

なお、本申立について問題が発生した場合は、私が責任をもって処理し、貴職には一切ご迷惑をかけないことを誓約いたします。

申立書を記入した年月日を記入して下さい。年 月 日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長 殿

住所

新たに所有者となる相続人の方の住所、氏名を印鑑証明書記載のとおり記入後、実印を押印して下さい。

必ず添付してください。
不明な場合は、ご連絡ください。

氏名

実印

- 添付資料
1. 自動車の価格に関する証明書（「自動車の価格について」若しくは「査定書」）
 2. 被相続人の死亡記載の戸籍謄本及び申請人である相続人の戸籍謄本（被相続人と申請人である相続人の関係を証明する戸籍を含む。）
 3. 相続人の印鑑証明書（発行後3か月以内）

注意

本申立書は、遺産分割協議が成立したことを証明するものですので、相続人間で自動車に関する遺産分割の協議が成立していない場合には、提出できません。

遺産分割協議成立申立書

注意：本申立証は、申請人である相続人が、相続する自動車の価格が100万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料の写し等を添付した場合に限り使用可能

自動車の表示

登録番号	車台番号

被相続人

氏名	死亡年月日
	年 月 日

遺産分割協議成立年月日	申立書による申請の同意年月日
年 月 日	年 月 日

被相続人の死亡により、被相続人所有の上記自動車について民法の規定に基づき遺産分割協議を行なったところ、私が上記自動車を相続することに協議が成立したので申し立てます。

また、当該移転登録について、本申立書により申請する旨同意を得られたので今回の申請に及びました。

なお、本申立について問題が発生した場合は、私が責任をもって処理し、貴職には一切ご迷惑をかけないことを誓約いたします。

年 月 日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長 殿

住 所

氏 名

実印

- 添付資料
1. 自動車の価格に関する証明書（「自動車の価格について」若しくは「査定書」）
 2. 被相続人の死亡記載の戸籍謄本及び申請人である相続人の戸籍謄本（被相続人と申請人である相続人の関係を証明する戸籍を含む。）
 3. 相続人の印鑑証明書（発行後3か月以内）